

大船渡浄化センター等包括運営事業

募集要項

令和7年6月30日

大船渡市

この募集要項は、大船渡市（以下「市」という。）が実施する大船渡浄化センター等包括運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の募集及び選定を行うにあたっての手続き等を定めたものであり、本事業の事業者選定のための公募プロポーザルへの応募希望者（以下「応募者」という。）に交付するもので、以下の別冊の書類と一体をなすものである（これらの書類を総称して、以下「募集要項等」という。）。したがって、応募者は、募集要項等の内容を十分に理解した上で、必要な書類を作成、提出すること。

なお、募集要項等について修正が生じた場合には、修正後の記述を正とする。

- ① 要求水準書
- ② 事業契約書（案）
- ③ 様式集

目次

1	事業概要	1
1.1	本事業の目的	1
1.2	事業の名称	1
1.3	事業期間	1
1.4	担当窓口	1
1.5	事業の対象施設	1
1.6	事業の枠組み	1
1.7	事業の内容	2
1.8	リスク分担の考え方	2
1.9	事業者の受け取る対価	3
1.10	モニタリング	3
1.11	事業実施に際して参照すべき法令等	3
1.12	保険	3
2	事業者の募集	4
2.1	事業者の募集及び選定に係る基本的考え方	4
2.2	募集及び選定に係るスケジュール（予定）	4
2.3	募集要項等に関する説明会及び現地見学会	5
2.4	募集要項等に関する質問及びそれらに対する回答	5
2.5	資料の貸与	6
3	応募に関する事項	7
3.1	応募者の構成	7
3.2	資格要件	8
3.3	実績要件	8
3.4	参加資格審査	9
3.5	事業提案書等の提出	10
3.6	応募に関する留意事項	11
4	審査に係る事項	12
4.1	審査方法	12
4.2	審査の手順	12
4.3	優先交渉権者の決定及び公表、並びに審査講評の公表	12
4.4	優先交渉権者を特定しない場合	13
5	契約の締結に関する事項	14

5.1	優先交渉権者との協議	14
5.2	事業契約の締結	14
5.3	契約における前提条件	14
6	その他留意事項	15
6.1	秘密の保持	15
6.2	使用言語及び通貨	15
6.3	疑義及び紛争に対する措置	15

1 事業概要

1.1 本事業の目的

大船渡浄化センター等の維持管理業務については、平成30年度から令和4年度までの実施となる「大船渡浄化センター施設改良付包括運営事業」により行われ、令和5年度においては1年間、令和6年度から令和7年度については2年間の維持管理を包括して事業者へ委託している。

本事業は、令和8年度から令和12年度も引き続き維持管理を包括して委託することで、効率的な下水処理場の運営を図るものである。

1.2 事業の名称

大船渡浄化センター等包括運営事業

1.3 事業期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

1.4 担当窓口

大船渡市 上下水道部 下水道課 紀室

〒022-8501 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢15番地

Tel 0192-27-3111(内線197) Fax 0192-27-7844

電子メール: ofu_gesuido@city.ofunato.iwate.jp

市ホームページ: <https://www.city.ofunato.iwate.jp/>

1.5 事業の対象施設

- ・ 大船渡浄化センター（住所：岩手県大船渡市大船渡町字欠ノ下向）
- ・ マンホールポンプ場（要求水準書等で指定するもの18箇所）

各施設の詳細は、要求水準書を参照のこと。

1.6 事業の枠組み

本事業は、いわゆるPFI事業には当たらないが、市と事業者との間で事業契約を締結する。事業者は同事業契約に則して、事業契約書等に定められた事業を実施する。

1.7 事業の内容

本事業は、【維持管理業務】となる。業務の主たる内容は以下のとおりである。
各業務内容の詳細については、要求水準書及び事業契約書（案）を参照のこと。

【維持管理業務】

- ・ 運転管理業務
- ・ 保守点検業務（簡易な修繕・部品交換、施設の清掃等も含む）
- ・ 薬品、資材の調達、物品及び消耗品の購入
- ・ 電力、燃料等の調達・管理業務（光熱水費の負担）等
- ・ 水質試験業務
- ・ 修繕業務
- ・ 脱水汚泥の運搬・処分
- ・ し渣の運搬・処分
- ・ 警備
- ・ 清掃
- ・ マンホールポンプ場の維持管理
- ・ 今後の施設更新計画等に関する提案
- ・ 維持管理業務の引継ぎ業務
- ・ その他関連業務等

1.8 リスク分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担する」との考え方に基づき、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものである。事業者が担当する業務については、原則として事業者が責任を負うものとし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うこととする。

市と事業者とのリスク分担は、事業契約書（案）に示すとおりであるが、応募者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うこと。

1.9 事業者の受け取る対価

事業者が市から受け取る対価（以下「サービス対価」という。）は、維持管理業務に係るものとなる。

対価は、2 か月に1 度（2 か月毎）支払われ、固定対価と変動対価によって構成される。変動対価は実際に処理した汚水量によって変動する。（サービス対価の詳細は事業契約書（案）を参照）

1.10 モニタリング

本事業においては、維持管理に関する業務について、市が定期及び随時モニタリングを実施する。（モニタリングの概要については事業契約書（案）を参照）

1.11 事業実施に際して参照すべき法令等

契約に関する事務の管理及び執行は、市の条例、規則等の定めるところによる。その他、事業実施に際して参照すべき法令等は、要求水準書を参照のこと。

1.12 保険

事業者は、維持管理期間中、第三者賠償責任保険を付保すること。

2 事業者の募集

2.1 事業者の募集及び選定に係る基本的考え方

市は、参画を希望する事業者を広く公募し、事業の透明性及び公平性の確保に配慮した上で事業者選定する。

また、本事業は、維持管理業務を通じて、事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウと堅実かつ効率的な事業実施が求められることから、事業者の選定は、提案価格に加え、維持管理における業務遂行能力等の妥当性を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により行うものとする。

2.2 募集及び選定に係るスケジュール（予定）

事業開始に至るまでの主なスケジュールは以下を想定している。なお、スケジュールに変更が生じた場合には、参加資格審査申込み以前は市ホームページ上で公表する。参加資格審査申込み以降は、市ホームページでの公表に加え、各選定段階の対象者にも個別に通知する。

内 容	日程（予定）
募集要項等の公表	令和7年6月30日
募集要項等に対する質問の受付（第1回）	令和7年7月7日～16日
募集要項等に対する質問への回答（第1回）	令和7年7月28日
募集要項等に関する説明会及び現地見学会	令和7年7月28日
参加資格審査の申込書受付	令和7年8月19日～27日
参加資格審査の結果通知	令和7年9月3日
募集要項等に対する質問の受付（第2回）	令和7年9月5日～10日
募集要項等に対する質問への回答（第2回）	令和7年9月18日
官民対話の実施	令和7年9月22日
事業提案書等の受付締切	令和7年10月23日
審査委員会（必要に応じヒアリング）・優先交渉権者の選定	令和7年11月中旬
選考結果通知	令和7年11月下旬
見積書提出依頼	令和7年12月上旬
事業契約の締結	令和7年12月上旬～中旬
引継ぎ期間	令和8年1月～3月
事業開始	令和8年4月1日

2.3 募集要項等に関する説明会及び現地見学会

(1) 募集要項等に関する説明会

① 開催日時

令和7年7月28日（月） 午後1時30分から午後2時30分まで ※予定

② 開催場所

大船渡浄化センター

③ 内容

募集要項等の概要説明、応募手続き及び選定プロセスについて

④ 留意事項

募集要項等は各自印刷の上持参すること。

質問等については、2.4に従い提出のこと。説明会では受け付けない。

(2) 現地見学会

① 開催日時

令和7年7月28日（月） 午後2時30分から午後3時30分まで ※予定

② 開催場所

大船渡浄化センター

③ 内容

浄化センターの見学

(3) 参加申込み

令和7年7月16日（水）午後5時までに、募集要項等に関する説明会及び現地見学会参加申込書（様式1－1）を市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、担当窓口あてに電子メールで申込みを行う。説明会、現地見学会共に、1社当たりの人数は3名までとする。

2.4 募集要項等に関する質問及びそれらに対する回答

募集要項に関する質問及び意見については、次の要領により受け付ける。受け付けた質問は市の回答とともに公表する。意見については本事業の実施に向けて活用を図ることを想定している。この際、市は質問及び意見の内容を考慮して、募集要項等の内容を変更する場合がある。

なお、応募者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問及び意見を提出した事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると市が判断したものについては、当該質問及び意見を提出した者にのみ回答を公表する。

① 受付期間

令和7年7月7日（月）から令和7年7月16日（水）まで（午後5時必着）

② 提出方法

募集要項等に関する質問・意見書（様式1－2）を市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メール（ファイル添付）で担当窓口へ提出する。

③ 質問及び回答の公表方法

受け付けた質問に対する回答は、令和7年7月28日（火）以降に、市ホームページに掲載し、公表する。

2.5 資料の貸与

参加を予定する者のうち、希望する者に対しては、参考資料として要求水準書 参考資料に示す資料を収蔵したCD-ROMを貸与する。希望者は、募集要項等関連資料借受申込書（様式1－3）を市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、令和7年7月7日（月）から9日（水）までの間に、電子メールで本件担当窓口へ申込みを行う。ただし、コンソーシアムで参加を予定している場合、コンソーシアム単位で代表企業が申込書を提出すること。

CD-ROMは、本件担当窓口から手渡しにて貸与する。

3 応募に関する事項

3.1 応募者の構成

(1) 応募者の構成

本事業の応募者は、1.7に掲げる全ての業務の履行が出来る技術的能力、資力、信用及び実績を要する単体の企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「コンソーシアム」という。）とする。

(2) 代表企業とその役割

コンソーシアムとして応募する場合は、事前にコンソーシアムを構成する企業（以下「構成企業」という。）からコンソーシアムを代表する企業（以下「代表企業」という）を定め、3.4に定める参加資格審査の申込時にこれを明らかにする。

応募手続きは代表企業が行うとともに、市からの連絡は代表企業あてに行う。

代表企業は、本事業への応募手続きや、優先交渉権者となった場合の契約協議等、市との調整・協議等における窓口役を担うほか、3.1(3)に定める特別目的会社を設立しない場合には、構成企業の全ての債務について責任を負うものとする。

いかなる応募企業または構成企業も、同時に本事業の他の応募者の構成企業になることはできない。

(3) 特別目的会社の設立

優先交渉権者となったコンソーシアムは、本事業を履行するために会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として特別目的会社（以下「SPC」という）を設立することができる。

ただし、SPCを設立する場合は、以下の要件を全て満たすこと。

- ① 優先交渉権者となったコンソーシアムの構成企業は、全てSPCに出資する。
- ② 代表企業は、SPCに対し最大の出資を行う。
- ③ 構成企業は、本事業の終了時までSPCの株式を保有し続けることとし、事前に書面により市の承諾を得た場合を除き、譲渡、担保権等の設定、その他一切の処分を行わない。
- ④ SPCの本店所在地は岩手県大船渡市内とする。

(4) 構成企業の除外

太平洋セメント(株)大船渡工場又は岩手コンポスト(株)は、選定事業者に関わらず、本事業における汚泥の処分先となる可能性が高いと考えられる。したがって、応募者間での公平を期すため、同社を構成企業とすることは認めない。

また、し渣搬出先企業も同様に認めない。

(5) 既存のSPCによる応募

本事業の実施を目的として既に設立されているSPCについては、応募企業として応募することを認める。ただし、その場合も、SPCへの出資者の中から代表企業を定め、3.4に定める参加資格審査の申込時にこれを明らかにするとともに、上記(3)に定める①～④の条件を全て満たすこと。また、3.2に示す資格要件及び3.3に示す実績要件については、当該SPC及びSPCの構成企業について充足すること。

なお、各提出様式においては、適宜「代表企業」を「既存SPC」に書き替えること。

3.2 資格要件

令和7年8月27日現在（以下「参加資格確認基準日」という）において、次の事項の全てに該当する者であること。

(1) 構成企業を含む全ての参加者に共通して求められる資格要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申立てがなされていない者であること。
- ③ 大船渡市又は岩手県からの指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- ④ 大船渡市営建設工事等暴力団排除措置要綱（平成14年大船渡市告示第61号）別表の措置要件に該当しない者。
- ⑤ 直近の2年間、法人税、消費税及び地方消費税、事業税、法人住民税、固定資産税等を滞納していないこと。

(2) 維持管理業務を実施する企業に求められる資格要件

- ① 大船渡市に「役務等の提供-下水道施設保守管理」に係る令和7・8年度入札参加資格審査申請書を提出している者であること。
- ② 国土交通省「下水道処理施設維持管理業者登録制度」の登録業者であること。

3.3 実績要件

次の要件を満たすこと。ただし、コンソーシアムによる応募で、当該業務を実施する企業が複数ある場合は、それぞれいずれか一社が実績を有すれば良い。

(1) 維持管理業務を実施する企業に求められる要件

過去5年間に下水道法に定められた終末処理場における本事業の維持管理業務の範囲を包含した維持管理に関する業務（包括的民間委託）の受託実績を有するこ

と。ただし、標準活性汚泥法を用いたものに限る。

3.4 参加資格審査

本業務の事業者選定プロポーザルに応募しようとする者は、事前に参加資格審査を受け、参加資格を有することの確認を受ける必要がある。

参加資格審査を受けようとする者は、以下により申込むものとする。

(1) 提出書類

- ・ 参加申込書（様式2-1） 等

上記参加申込書の他、参加資格審査に必要となる提出書類とその作成要領については、様式集を参照すること。

コンソーシアムとしての応募を希望するものは、代表企業が参加申込書の提出を行う。

(2) 申込期限等

- ① 申込期限：令和7年8月27日（水）午後5時必着
- ② 申込場所：担当窓口と同じ
- ③ 申込方法：持参または郵送

(3) 参加資格の審査

参加申込書を提出した応募者について、参加資格を審査する。

資格審査通過者には、令和7年9月3日（水）以降に事業提案書の提出を電子メールにて要請する。

(4) 参加資格審査申込後の構成企業の変更

参加資格審査への参加申込書提出後は、応募者、代表企業、構成企業の変更は原則として認めない。やむを得ず変更を余儀なくされる場合は、市と事前協議の上、市が認めた場合に限り、変更が認められる。

(5) 参加資格喪失の場合の取扱い

資格審査通過者が、参加資格確認基準日から契約締結までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、原則として当該資格審査通過者の参加資格を取り消す。ただし、以下の場合においても記載の要件を満たした場合は引き続き有効とする。

- ① 参加資格確認基準日から事業提案書等提出日の前日までに参加資格を喪失した場合

コンソーシアムの構成企業のうち、1ないし複数の企業が参加資格を喪失した場合において、参加資格を喪失しなかった企業（以下「残存企業」という。）のみ

又は参加資格を喪失した企業（以下「喪失企業」という。）と同等の能力・実績を持つ新たな企業を構成企業として加えた上で、資格審査通過者の再編成を市に申請し、事業提案書等の提出日までに市が認めた場合。

ただし、残存企業のみで資格審査通過者の再編成を市に申請する場合は、当該残存企業のみで3.2に定める資格要件、及び3.3に定める実績要件を全て満たしていることが必要となる。なお、当該申請においては、喪失企業が行う予定であった業務を代替する企業の特定制も行うこととする。また、代表企業が参加資格要件を喪失した場合は、当該資格審査通過者の参加資格を取り消す。

② 提案審査書類提出日から契約締結日までに参加資格を喪失した場合

上記①と同様とする（なお、「提案書等の提出日までに市が認めた場合」は、「契約締結日までに市が認めた場合」に読み替える。）。ただし、資格審査通過者のうち、代表企業が参加資格要件を喪失した場合は、当該資格審査通過者の参加資格を取り消す。

(6) 応募の辞退

事業提案書等の提出要請受信後に、応募を辞退する場合には、参加辞退届（様式3-1）を担当窓口に出すこと。

3.5 事業提案書等の提出

(1) 提出書類

- ・ 事業提案書（様式5-1～様式7-4）
- ・ 提案価格書（様式4-1～4-2）

事業提案書及び提案価格書（以下、総称して「事業提案書等」という。）の作成要領は様式集を参照のこと。

(2) 提案における上限額

提案に際しての提案価格の上限は次のとおりとする。これを超える提案は審査及び契約の対象としない。ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。

維持管理業務に係る費用 金935,064,000円

注) 消費税及び地方消費税を含んだ額

(3) 提出期限等

- ① 提出期限：令和7年10月23日（木）午後5時必着
- ② 提出場所：担当窓口と同じ
- ③ 提出方法：持参または郵送（郵送の場合は、配達記録が残る方法に限る。）

3.6 応募に関する留意事項

- ・ 事業提案書等の作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とする。
- ・ 提出された書類等は、返却しない。提出後の提案書の差し替え又は再提出は、原則認めない。
- ・ 参加申込書、事業提案書等に虚偽の記載があった場合は、契約後であってもその契約は無効となる。
- ・ 事業提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市が大船渡市情報公開条例に基づき応募内容を公表する場合、その他市が必要と認めるときには、市は提出書類の全部または一部を無償で利用できるものとする。また、契約に至らなかった応募者の提案については、市による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。
- ・ 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負うこととする。
- ・ 事業提案書等における消費税及び地方消費税は、10%を前提にすること。

4 審査に係る事項

4.1 審査方法

応募者から提出された事業提案書等は、市が設置する審査委員会において審査し、契約候補者を選定する。

4.2 審査の手順

審査は以下の2段階によって行う。

(1) 基礎審査

提案価格の確認及び要求水準への適合性等を確認

(2) 提案審査

提案内容について以下の観点を中心に総合的に評価を行う。

- ・ 業務全般に対する考え方、その的確性及び独創性
- ・ 市の下水道事業の持続的な運営についての中長期的な提案
- ・ 業務の実施体制
- ・ 本業務を受託するための実績、経験の有無、受託者の信頼性
- ・ 提案内容と提案価格の妥当性
- ・ その他、本業務の遂行にあたっての有用な提案

(3) ヒアリングの実施

提案審査の一部として、応募者に対するヒアリングを実施する。具体的な実施方法・期日は、後日市より代表企業に対して通知する。

(4) その他

事業提案書等の提出者が1社の場合でも審査は行い、審査委員会が適切と判断した場合には、同社を優先交渉権者とする。

4.3 優先交渉権者の決定及び公表

審査委員会での審査を経て、優先交渉権者が決定され次第、市は当該応募者に通知を行うとともに、市ホームページ上で公表する。

※ 審査経過に関する質問等は、一切受け付けない。また、審査の経過及び結果について、異議の申し立てを行うことはできない。

4.4 優先交渉権者を特定しない場合

応募者がいない、または審査の結果、要求水準の達成が難しい等の判断により最終的に優先交渉権者が特定出来ない場合には、その旨を市ホームページ上で公表する。

5 契約の締結に関する事項

5.1 優先交渉権者との協議

審査の結果、市が選定した優先交渉権者は、市と事業提案書等に記載された項目に基づき協議を行い、契約における仕様等の内容を

定める。したがって、優先交渉権者の決定をもって事業提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

なお、上記の協議が整わない場合は、審査結果において総合評価が次点の候補者と協議することとする。

5.2 事業契約の締結

(1) 契約手続

- ① 本市と受託者は、大船渡市財務規則（平成11年大船渡市規則第17号、以下「財務規則」という。）に定める随意契約の手続により、改めて見積りを行い、契約を締結する。
- ② 契約候補者の提案が共同提案により行われた場合には、契約候補者の代表者が本市との契約の当事者になるものとする。
- ③ 本業務の事業契約約款は、別添事業契約（案）のとおり作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、本市と契約候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で事業契約約款を作成することがある。この場合において、契約候補者との協議が整わなかった場合には、補欠順位の上位者と協議を行うものである。

(2) 契約保証金

受託者は、契約の締結に当たり、市が指定する日までに、市に対し速やかに契約保証金、履行保証保険証書等により履行保証の差し入れを行う。保証の額等については、事業契約書（案）に記載する。

5.3 契約における前提条件

契約締結後、令和8年1月から契約履行開始日前日（令和8年3月31日）までは引継ぎ期間とし、事業受託者は令和7年度の維持管理業者（「前管理受託者」という。）から、運転等に関する引き継ぎを受ける。この間の運転等に関する責任は引き続き前管理受託者が負う一方、事業受託者に対する報酬・経費等は一切支払われない。

6 その他留意事項

6.1 秘密の保持

本件について知り得た市の情報等の取扱いには十分留意し、外部に漏えい等しないこと。

6.2 使用言語及び通貨

本事業において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

6.3 疑義及び紛争に対する措置

(1) 疑義対応

事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、市と事業者は誠意を持って協議するものとし、協議が調わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従うものとする。

(2) 紛争処理機関

事業契約に関する紛争については、盛岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。